

かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業企画・運營業務委託 企画コンペ実施要領

鹿児島県が実施する「かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行います。

1 委託業務の内容

別紙「かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業企画・運營業務委託仕様書」のとおり。

2 参加要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 委託業務の実施に関するノウハウを有している。
- (2) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。
- (4) 鹿児島県から指名停止の措置を受けていない。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない。
- (6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第 3 条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でない。
- (7) 鹿児島県税を滞納していない。
- (8) 鹿児島県内に本社，支社，営業所等の業務拠点を有する。

3 質問と回答

質問がある場合は、別紙「質問書」により、令和 5 年 7 月 28 日（金）午後 5 時までにメール又は F A X で受け付けることとし、回答は 8 月 1 日（火）までに県ホームページに掲載する。なお、当該回答は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

送信先	鹿児島県青少年男女共同参画課男女共同参画室
メールアドレス	harmony@pref.kagoshima.lg.jp
F A X	099-286-5541

4 応募書類の提出について

- (1) 提出期限
令和 5 年 8 月 10 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出方法
次の書類を提出先まで郵送又は持参すること。
なお、持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。また、F A X 及びメールでの提出は受け付けない。
- (3) 応募書類
 - ア 応募申込書（様式 1）
 - イ 法人等調書（様式 2）
 - ウ 誓約書・役員等名簿（様式 3）※両面印刷とする。
 - エ 類似業務実績（様式 4）
 - オ 企画書（様式任意）
企画書の規格は、A 4 版又は A 3 版の折込みとする。
 - カ 実施体制（様式任意）

当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示すものとする。

キ 経費積算書（様式任意）

経費の総額及び内訳が分かるものとする。

ク 県税の納税証明書

県地域振興局・支庁県税課（鹿児島地域振興局は、県税管理課）で発行する、県税に未納がないことの証明書を添付する。

(4) 提出先

鹿児島県青少年男女共同参画課男女共同参画室

(5) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

副本については、(3)応募書類エ～キとする。

5 審査会の開催について

応募者は、鹿児島県が別途設置する企画選定委員会に対して、応募した企画提案に関するプレゼンテーションを行う。

企画選定委員会は、提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、最も優れた企画を提案した応募者を委託先の候補者とする。

ただし、6者以上の応募があった場合は、書類審査（一次審査）を実施する。

※ 企画コンペ参加希望者は、令和5年8月3日（木）午後5時までに男女共同参画室（harmony@pref.kagoshima.lg.jp）へ下記内容のメールを送信してください。

<メール>

タイトル：かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業
企画コンペ参加希望

本文：団体名、担当者名、連絡先（電話番号）

(1) 日時

令和5年8月18日（金）午後（詳細は応募者に別途通知する。）

(2) 場所

県庁行政庁舎9階 文化振興課内A会議室

(3) 説明時間等

説明時間は15分以内とし、説明終了後、10分程度の質疑応答を実施する。

(4) 審査基準

審査基準は次の各号に合致するものとし、審査に際して鹿児島県が別に定めることとする。

ア 事業の目的、内容に沿った企画提案である。

イ 実施体制等を含めて、業務遂行が確実なものである。

ウ 必要経費等が適正に計上されている。

エ 企画全体を通して男女共同参画・ジェンダー平等の視点への配慮がなされている。

(5) その他

プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、応募者が用意すること。（大型ディスプレイは、県が準備する。）

6 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

7 受託上の留意事項

- (1) 一括再委託の禁止
事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (2) 財産取得の制限
本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。

8 業務委託契約の締結

委託先の候補者としての決定は、応募書類の内容をそのまま実施することを確認するものではないため、委託先の候補者と鹿児島県は、応募書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な実施内容や履行条件等の協議、調整（以下「協議等」という。）を行うこととする。

この協議等が整った場合は業務委託契約を締結するが、協議等が整わなかった場合は、企画選定委員会において次点とされた者と、改めて協議等を行うものとする。

9 スケジュール（予定）

7月20日（木）	県ホームページでの公募開始
7月28日（金）午後5時	質問受付期限
8月1日（火）	質問への回答期限
8月3日（木）午後5時	企画コンペ参加申込期限
8月10日（木）午後5時	応募書類の提出期限
8月18日（金）午後	審査会
8月下旬	委託業者決定、契約締結
8月下旬～令和6年3月	事業実施

10 その他

- (1) 応募書類の作成等、応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 審査会の開催についての問合せは、電話・FAX・メールで受け付ける。
- (4) 提出された応募書類、審査基準、審査経過は公表しない。
- (5) 企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、応募者が負うものとする。
- (6) 企画書による提案内容及び本契約により制作された制作物の著作権は、鹿児島県に帰属する。

11 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課男女共同参画室
TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541
E-mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙)

年 月 日

鹿児島県男女共同参画室長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業企画・運營業務委託
質問書

実施要領・仕様書 の項目番号	質問内容

※質問する内容が記載されている実施要領・仕様書の項目番号を記載してください
(例：「実施要領 5 (1)」等)

【連絡先】

担当者氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail

(様式1)

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
法人等名
代 表 者 役職名
氏 名

かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業企画・運營業務委託に係る企画コンペ
応募申込書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

- 1 法人等調書（様式2）
- 2 誓約書・役員等名簿（様式3）
- 3 類似業務実績（様式4）
- 4 企画書
- 5 実施体制
- 6 経費積算書
- 7 県税の納税証明書

担 当 者 連 絡 先	役 職	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	

(様式2)

法 人 等 調 書

名 称	
(ふりがな) 代表者職氏名	
所 在 地	(〒 -)
設立年月日	年 月 日
構 成 員 数	人
設 立 目 的	
主 な 業 務 内 容	
主 な 活 動 実 績	

*法人等の概要を記載したパンフレット等があれば添付してください。

(様式3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(様式4)

類似業務実績

過去3年間において、国・地方公共団体との間で契約・履行した類似業務があれば、主な実績を記載してください。

契約名	発注者	契約期間	契約金額 (千円)	業務概要

* 契約履行実績を確認できる書類（契約書又は請書の写し，成果品等）を添付してください。